

電気事業法に係る立入検査結果

平成21年度第3四半期（10月～12月期）の状況

<今期検査結果の概要>

今期は、電気事業の用に供する電気工作物10件、自家用電気工作物20件の立入検査を実施しました。その結果、次の事項を指摘しました。

なお、指摘した事項については原則、検査を実施した日から30日以内に改善の報告を求め、改善状況について確認しています。

<今期検査の実施件数等>

検査実施件数	うち指摘事項等のあった件数
30	25

<主な指摘事項等>

指摘事項	該当条文等	指摘件数
保安規程の届出及び外部委託承認申請等がなされていない	法第42条及び施行規則第53条	1
一部期間の委託契約に関する保安管理業務外部委託承認申請がなされていない	施行規則第53条	1
保安規程が事業場に常備されていない	保安規程	3
電気主任技術者とダム水路主任技術者の責任範囲が明確になっていない	保安規程	1
図面の修正・整備がなされていない	保安規程	1
保安教育・訓練が実施されていない	保安規程	3
保安教育・訓練が計画的に実施されていない	保安規程	2
臨時及び工事中における点検基準が定められていない	保安規程	1
規程に基づく巡視と実際に行われている巡視で整合性がとれていない	保安規程	1
建造物の上部造営材D種接地の外観点検を実施していない	保安規程	1
年次点検が実施されていない	保安規程	2
月次点検が実施されていない	保安規程	1
低圧架空電線の設置工事における竣工検査が実施されていない	保安規程	1
区分開閉器の接地抵抗測定が実施されていない	保安規程	1
年次点検が十分に実施されていない(避雷器の接地抵抗測定、保護継電器の特性試験及び負荷設備の外観点検)	保安規程	1
年次点検が一部実施されていない(非常用予備発電装置、蓄電池及び保護継電器の特性試験)	保安規程	1
非常用予備発電装置の日常点検が実施されていない	保安規程	1
要則に基づく巡視点検が一部適切に実施されていない	保安規程	1

不良電気工作物の改修措置がとられていない	保安規程	2
経年ケーブルの計画的な細密点検についての考え方を整理すること	保安規程	1
電柱の倒壊防止措置が不十分	保安規程	1
電気設備の点検記録が適切に管理されていない	保安規程	1
水路設備に関する竣工検査記録、定期巡視点検記録がない	保安規程	1
定期点検記録が適切に保存されていない	保安規程	1
絶縁監視装置の動作試験記録がない	保安規程	1
低圧負荷設備の絶縁抵抗測定記録がない	保安規程	1
年次点検における負荷設備の外観検査記録がない	保安規程	1
平成19年度及び平成20年度の年次点検記録が保存されていない	保安規程	1
年次点検記録に負荷設備の項目がない	保安規程	1
平成19年度の点検記録が保存されていない	保安規程	1
年次点検記録の一部が保存されていない(絶縁監視装置試験)	保安規程	1
月次点検記録の一部がない	保安規程	1
負荷設備に関する年次点検記録がない	保安規程	1
日常巡視点検結果が記録されていない	保安規程	1
地中化工事の竣工検査記録が適切に保存されていない	保安規程	1
月次巡視点検における風力発電機の外部点検記録がない	保安規程	1
水路等の人転落する恐れがある箇所に危険である旨の表示がない	水技省令第3条	1
高圧電路に必要な過電流遮断装置が施設されていない	電技省令第14条	2
地路遮断装置が電力会社配電線保護装置と協調がとれていない	電技省令第15条	1
水気のある場所に漏電遮断器が設置されていない	電技省令第15条	1
高圧受配電設備の出入口に立入禁止の表示がない	電技省令第23条	1
低圧引込線の支持物に弱電流電線が接触している	電技省令第28条	1
接地線が地表上2mまで合成樹脂管で覆われていない	電技解釈第20条	3
機械器具の接地が未施工	電技解釈第29条	1
需要場所の引込口に避雷器が設置されていない	電技解釈第41条	1

電柱の足場金具が地表上1.8m未満に設置されている	電技解釈第56条	1
低圧架空電線の地上高さが不足している	電技解釈第68条	1
低圧架空電線と架空弱電流線の相互の離隔が不足している	電技解釈第78条	1
低圧架空電線が植物と接触している	電技解釈第86条	2
低圧架空引込線が樹木と接触している	電技解釈第86条	1
高圧架空電線が樹木と接触している	電技解釈第86条	1
低圧架空電線と架空弱電流線が同一支持物に設置されている	電技解釈第88条	1
低圧架空引込線と弱電流電線の離隔距離が不足している	電技解釈第97条	1
ケーブル工事が不適切(支点間距離)	電技解釈第187条	1
屋外配線の合成樹脂管・可とう電線管が破損している	電技解釈第211条	1
屋外配線の施設方法が不適切	電技解釈第211条	1
絶縁監視装置の警報が断続的に50ミリアンペアを超えている	点検頻度告示	1
絶縁監視装置の漏洩電流値が50ミリアンペアを超えている	点検頻度告示	1
絶縁監視装置の誤差試験が行われていない	点検頻度告示	1
風車ブレードの先端部の補修結果について報告すること		1
ケーブル貫通部から小動物侵入の恐れがある		1
変圧器が固定されていない		3